

「ねりまのかんきょう 平成 21 年度報告」 目次

「ねりまのかんきょう」の発行にあたって-----		
目次-----		1
練馬区の概要-----		3
環境施策の概要-----		4
みどりと水の施策の概要-----		6
清掃とリサイクル事業の概要-----		8
第1章 地球温暖化問題とは		
第1項 地球温暖化問題とは-----		10
第2項 地球温暖化防止に向けた動向-----		12
第2章 環境にやさしいまちをつくる		
第1項 足元からの行動を広げる仕組みと取り組み-----		15
(1) 練馬区環境基本条例と練馬区環境審議会-----		15
(2) 環境都市練馬区宣言-----		17
(3) 練馬区環境基本計画 2001-2010(改定計画)-----		17
(4) 練馬区地球温暖化対策地域推進計画-----		19
(5) 地球温暖化対策住宅用設備設置補助制度-----		24
(6) 環境教育啓発事業-----		25
第2項 区の事務事業における環境配慮行動の推進-----		28
(1) 環境配慮の推進-----		28
(2) 平成 21 年度の取り組みの概要-----		29
(3) 継続的改善をすすめるために-----		29
第3項 良好な地域環境をつくる-----		31
1 大気汚染-----		31
(1) 大気汚染の状況-----		31
(2) 光化学スモッグの現況と対応-----		36
(3) 酸性雨調査-----		37
(4) 大気汚染対策-----		38
(5) 悪臭-----		39
(6) アスベスト-----		39
(7) ダイオキシン類-----		45
2 騒音・振動-----		51
(1) 騒音・振動の状況-----		51
(2) 騒音・振動対策-----		54
3 自動車公害対策-----		56
(1) 国・東京都および区の対策-----		56
(2) ディーゼル車排ガス規制-----		58
(3) 粒子状物質減少装置装着補助-----		58
(4) 圧縮天然ガス自動車導入補助-----		58
(5) エコドライブの取り組み-----		59
4 工場・指定作業場等-----		60
(1) 事業者の責務-----		60
(2) 工場認可-----		62
(3) 指定作業場-----		63
(4) 特定施設-----		64
(5) 特定建設作業-----		65
5 苦情・相談-----		66
(1) 苦情・相談の受付から処理までの手順-----		66
(2) 平成 21 年度苦情受付件数-----		66
第4項 まちづくりで環境に配慮する-----		69
(1) 環境影響評価(環境アセスメント)制度とは-----		69
(2) 計画段階アセスメント-----		69
(3) 事業段階アセスメントの対象事業-----		70
(4) 環境アセスメントを行う項目(事業段階アセスメント)-----		70
(5) 環境影響評価の流れ-----		71
(6) 練馬区に関する環境アセスメント対象事業-----		72
第5項 まちの美化を進める-----		74
(1) 現況-----		74
(2) まちの美化への取り組み-----		74
(3) これからの美化-----		83
第3章 みどりとかんきょう		
第1項 概要-----		84
(1) 練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例-----		84
(2) 練馬区みどりの基本計画-----		84
(3) みどり30推進計画-----		85

第2項	みどりを守り育てる仕組みづくり	86
(1)	緑化委員会・緑化協力員制度	86
(2)	花とみどりの相談所	86
(3)	練馬みどりの葉っぱい基金	86
(4)	練馬みどりの機構	86
第3項	みどりと水のネットワークの整備	87
(1)	みどりと水の拠点	87
(2)	練馬区水辺ふれあい計画	87
第4項	ねりまの水辺環境	88
(1)	水辺環境	88
(2)	区内の河川等の水質	88
(3)	水生生物調査	96
(4)	河川流域協議会	98
(5)	河川等汚染事故	101
(6)	地下水汚染の状況	101
(7)	自然環境調査	103
第5項	ふるさとのみどりの保全	104
(1)	憩いの森・街かどの森制度	104
(2)	保護樹木・樹林	104
(3)	特別緑地保全地区	104
第6項	身近なみどりの創造と再生	105
(1)	公園整備	105
(2)	地域の緑化	105
第7項	今後の緑化施策の課題	107
第4章 循環型社会をつくる		
第1項	循環型社会の形成を目指した清掃とリサイクル事業	108
(1)	概要	108
(2)	区における計画体系と方針	108
(3)	循環型社会に向けた3Rの推進	109
(4)	練馬区循環型社会推進会議	109
(5)	統計から見た清掃とリサイクルの推移	110
第2項	ごみの発生を抑制する	113
(1)	普及啓発事業	113
(2)	生ごみの排出抑制	115
(3)	不用品の活用(再使用)	115
第3項	リサイクルを進める	116
(1)	再生資源のリサイクル(再生利用)	116
(2)	区立施設におけるリサイクルの推進	118
第4項	ごみの適正処理を進める	119
(1)	ごみの出し方と収集方法	119
(2)	戸別訪問収集	119
(3)	見守りサービス	120
(4)	ごみの処理	120
(5)	し尿の処理と浄化槽	121
(6)	一般廃棄物処理業の許可	121
(7)	犬猫等の死体処理	121
(8)	防鳥用ネットの貸し出し	121
(9)	有料ごみ処理券	121
(10)	有料粗大ごみ処理券	122
第5項	清掃とリサイクル事業の今後の課題	124
(1)	ごみの減量に向けた取り組み	124
(2)	ごみの分別の徹底と資源化	124
(3)	不法投棄	124
(4)	家庭ごみの有料化	124
第5章 資料編		
	目次	126
	練馬区の環境施策担当組織	127
	環境部の主な分掌事務	128
	清掃・リサイクル関係資料	130
	「ねりまのかんきょう」年表	133
	環境都市練馬区宣言(全文)	